

## 記者発表資料

# 丸の内自転車道の利用状況

～丸の内自転車道の整備により9割の方が「自転車道」を利用しています。  
また、6割以上の方が通行しやすくなったと実感～

平成22年3月19日（金）に甲府市内の平和通り（国道52号・主要地方道甲府韮崎線）の丸の内地区に自転車道(延長約500m)が整備されました。

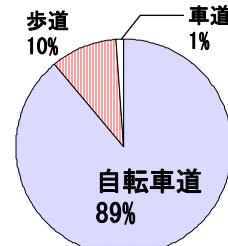
このたび、整備後の自転車道の利用状況を把握するため、調査を行い、その結果をとりまとめましたので、お知らせします。



### ① 自転車利用者の約2400台(7:00~19:00)のうち約9割の方が「自転車道」を利用しています。

- ・自転車利用者のうち89%の方が「自転車道」を、歩行者のうち93%の方が「歩道」を通行しています。

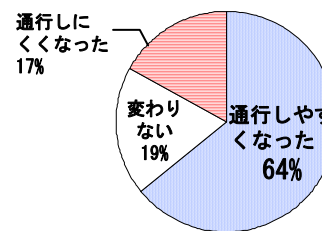
自転車利用者の通行状況



### ② 自転車道の整備により6割以上の方から「通行しやすくなった」との回答を頂きました。

- ・自転車利用者の約7割、歩行者の約6割の方が「自転車道の整備により通行しやすくなった」と回答しています。
- ・しかし、2割弱の方が「通行しにくくなった」と回答し、主に「自転車道(歩道)の幅が狭い/途切れている区間が危険」と「ルール・マナーが守られていない」ことに不満を感じています

自転車道整備の満足状況（利用者全体）



### 発表記者クラブ

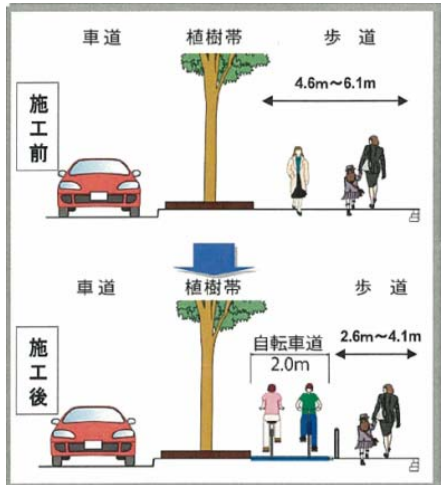
山梨県政記者クラブ、神奈川建設記者会、竹芝記者クラブ

### ◇◇問合せ先◇◇

- 国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 TEL 055-252-9581  
地域広報官（道路） 上原 重賢（うえはら しげよし） 内線204  
交通対策課長 仲村 哲男（なかむら てつお） 内線471
- 山梨県 県土整備部 道路管理課 TEL 055-235-1695  
道路管理課長 丸山 正視（まるやま まさみ） 内線7265
- 山梨県警察本部 交通部 交通規制課 TEL 055-235-2121（代表）  
（規制担当） 窪田 弘一（くぼた こういち） 内線711-642

## 自転車道の整備概要

- ・平和通りの（国道52号・主要地方道甲府韮崎線）歩道部において、自転車と歩行者の接触事故を防止することを目的に自転車と歩行者を分離した安全で快適な自転車道を整備し、平成22年3月19日（金）より利用が開始されました。



施工前



施工後

## 調査概要

### ○自転車道交通実態調査

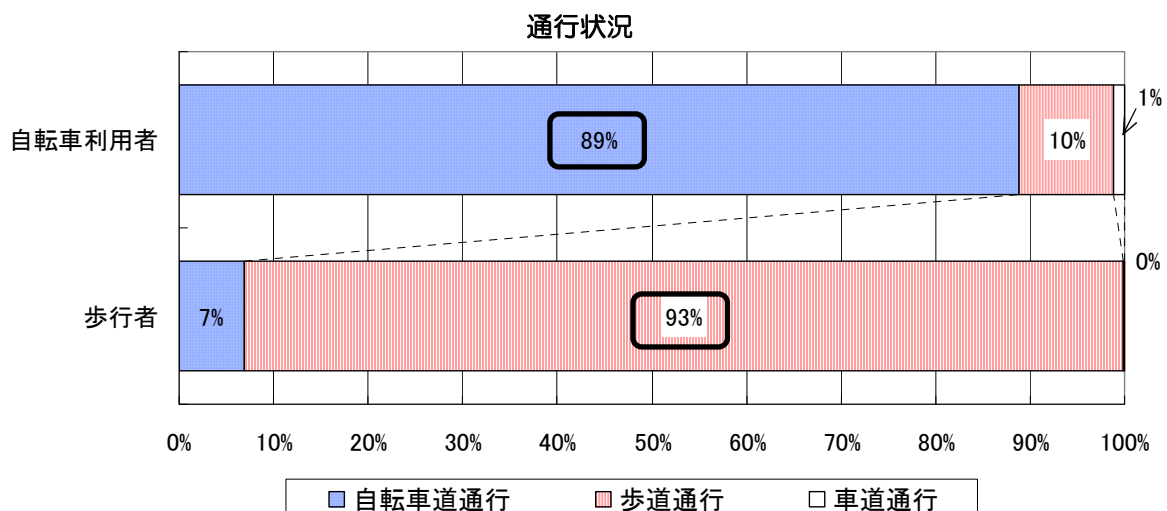
- ・日時：5月23日（水） 7：00～19：00
- ・利用状況  
自転車交通量：2409台  
歩行者交通量：2011人

### ○ヒアリング調査

- ・日時：6月22日（火） 9：00～19：00
- ・取得サンプル数  
自転車利用者： 207サンプル  
歩行者： 209サンプル

## ①自転車道の利用状況

- ・平和通り（国道52号・主要地方道甲府韮崎線）の丸の内地区を通行する自転車利用者のうち89%の方が自転車道を利用しています。
- ・また、歩行者のうち93%の方が歩道を通行しており、大部分の方が通行区分を守って通行しています。



## ②自転車道整備の満足状況

- 平和通り（丸の内地区）の自転車利用者、歩行者全体のうち64%が「自転車道の整備により通行しやすくなった」と回答しています。

「通行しやすくなった」という回答のうち67~74%の方が、「歩行者(歩行者は自転車)を気にせず走行できる(歩ける)」ことを理由としてあげています。

- また、16~18%の方が「通行しにくくなった」という回答をしています。

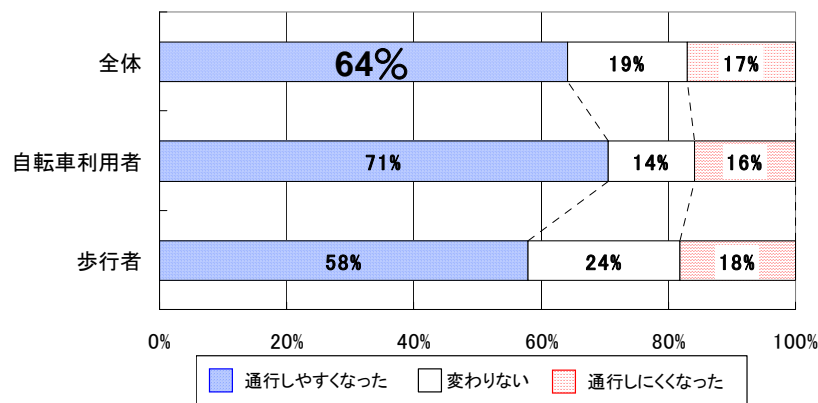
「通行しにくくなった」という理由には、大きく2つあります。

「通行しにくくなった」という回答のうち53~70%の方が、「自転車道(歩道)の幅が狭い/途切れた区間が危険」、42~45%の方が「ルール・マナーが守られていない」ことを理由としてあげています。

今後、より使いやすい自転車道とするためには、「利用者のマナー向上」が課題です。

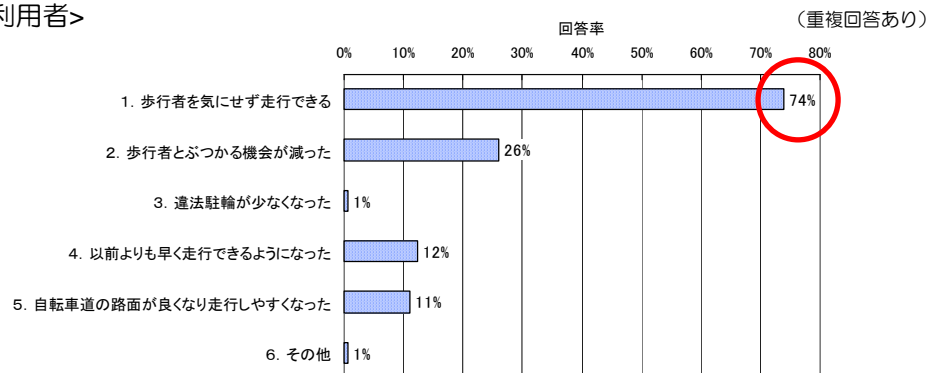
今回の頂いた意見につきましては、今後の検討の参考にして参ります。

### ■自転車道が整備されたことによって通行しやすくなりましたか？

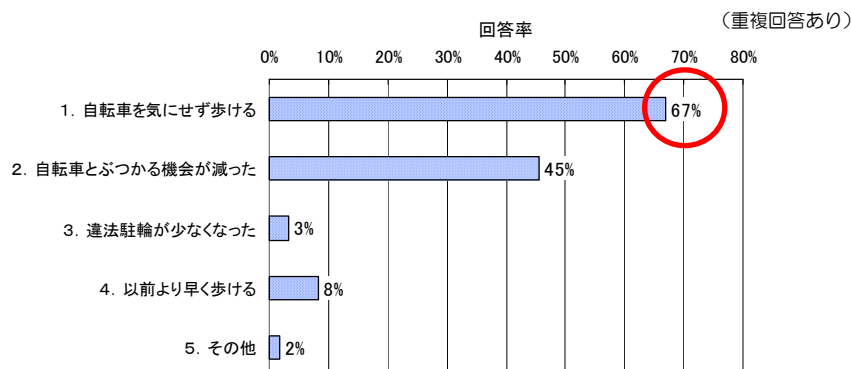


### ■通行しやすくなった理由は？

<自転車利用者>

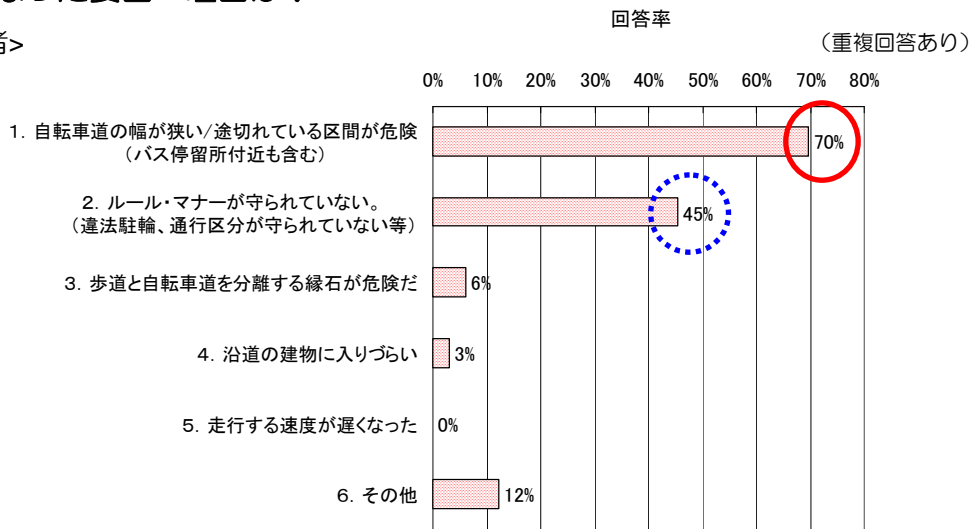


<歩行者>

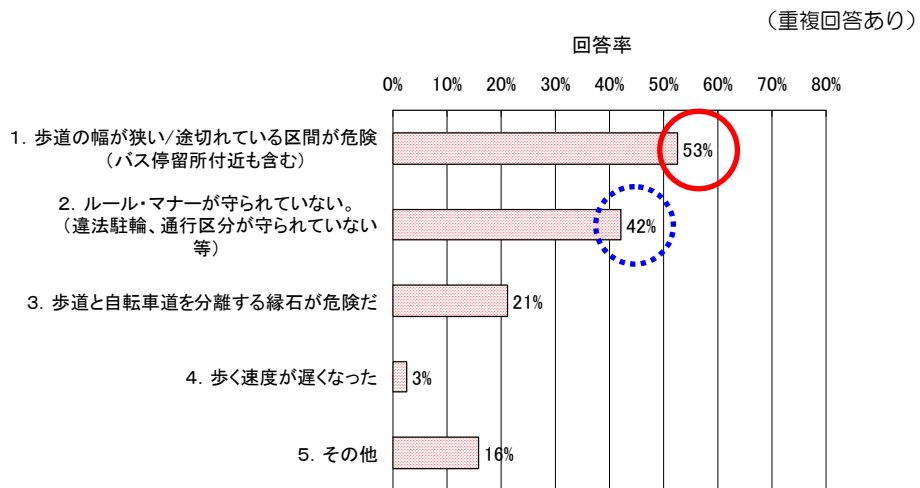


## ■通行しにくくなった要因・理由は？

<自転車利用者>



<歩行者>



自転車道

歩道

歩道部分を自転車が走行し通行ルールが守られていません。

### ◆「利用者のルール・マナー」とは？

- ・ 自転車は自転車道が設置されている場合は、自転車道を通り、歩行者は「歩道」を通りなければなりません。
- ・ 原則、自転車は左側通行となります。

※自転車は、歩道を通りできるのは、次のような場合のみです。

- ・ 道路標識等で指定された場合
- ・ 運転者が児童・幼児・70歳以上・身体障害者等の場合
- ・ 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合